法律

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年五月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第二十九号

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律

（商法の一部改正）

第一条　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第五百条」に改め、「第八章　雑則（第三十二条―第五百条）」を削り、「第五百八十九条」を「第五百八十八条」に、「第五百九十三条―第五百九十六条」を「第五百九十二条」を「第五百九十五条―第五百九十八条」に、「第五百九十四条」に、「第五百九十七条」を「第五百九十九条」に、「第一章　船舶（第六百八十四条・第六百八十五条）

第一節　総則（第六百八十六条―第六百九十一条）

第二節　船舶の所有者（第六百九十二条―第七百条）

第三節　船舶の共有（第七百一条―第七百三条）

第四節　定期傭船（第七百四条―第七百七条）」

第七百四条）」を「第三章　運送

第一節　総則（第七百三十七条―第七百六十六条）

第二節　物品運送

第一款　総則（第七百三十七条―第七百六十六条）

第二款　船荷証券（第七百六十七条―第七百七十六条）

第三節　航海傭船（第七百七十七条―第七百八十七条）」に、「海損」を「船舶の衝突」に、「第七百九十九条」を「第七百九十一条」に、「第八百条―第八百十四条」を「第七百九十二条―第八百七条」に、「第六章　共同海損（第八百八条―第八百十四条）

第七章　海上保険（第八百十五条―第八百四十一条ノ二）

第八章　船舶先取特権及び船舶抵当権（第八百四十二条―第八百五十一条）」を「第三章　海上物品運送

第一節　個品運送

第二節　航海傭船

第三節　船荷証券

第四節　海上運送に関する特則（第七百三十七条―第七百四十七条）

船舶債権者（第八百四十二条―第八百五十一条）」に改める。

保険（第八百十五条―第八百四十一条ノ二）

券等（第七百四十八条―第七百五十六条）

送状（第七百五十七条―第七百六十六条）」

第二条　商法の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　雑則（第三十二条―第五百条）」を削る。

第一編第八章の章名を削る。

第三十二条から第五百条までを次のように改める。

第三十二条から第五百条まで　削除

第五百一条　第二編第五章から第九章まで及び第三編を次のように改める。

第五章　仲立営業

（定義）

第五百一条　この章において「仲立人」とは、他人間の商行為の媒介をすることを業とする者をいう。

（当事者のために給付を受けることの制限）

第五百一条　仲立人は、その媒介により成立させた行為について、当事者のために支払その他の給付を受けることができない。ただし、当事者の別段の意思表示又は別段の慣習があるときは、この限りでない。

（見本保管義務）

第五百一条　仲立人がその媒介に係る行為について見本を受け取ったときは、その行為が完了するまで、これを保管しなければならない。

（結約書の交付義務等）

第五百一条　当事者間において媒介に係る行為が成立したときは、仲立人は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面（以下この章において「結約書」という。）を作成し、かつ、署名し、又は記名押印した後、これを各当事者に交付しなければならない。

一　各当事者の氏名又は名称

二　当該行為の年月日及びその要領

2　前項の場合においては、当事者が直ちに履行をすべきときを除き、仲立人は、各当事者に結約書に署名させ、又は記名押印させた後、これをその相手方に交付しなければならない。

3　前二項の場合において、当事者の一方が結約書を受領せず、又はこれに署名若しくは記名押印をしないときは、仲立人は、遅滞なく、相手方に対してその旨の通知を発しなければならない。

（帳簿記載義務等）

第五百一条　仲立人は、その帳簿に前条第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

2　当事者は、いつでも、仲立人がその媒介により当該当事者のために成立させた行為について、前項の帳簿の謄本の交付を請求することができる。

（当事者の氏名等を相手方に示さない場合）

第五百一条　当事者がその氏名又は名称を相手方に示してはならない旨を仲立人に命じたときは、仲立人は、結約書及び前条第二項の謄本にその氏名又は名称を記載することができない。

第五百一条　仲立人は、当事者の一方の氏名又は名称をその相手方に示さなかったときは、当該相手方に対して自ら履行をする責任を負う。

（仲立人の報酬）

第五百一条　仲立人は、第五百四十六条の手続を終了した後でなければ、報酬を請求することができない。

2　仲立人の報酬は、当事者双方が等しい割合で負担する。

第六章　問屋営業

（定義）

第五百一条　この章において「問屋」とは、自己の名をもって他人のために物品の販売又は買入れをすることを業とする者をいう。

（問屋の権利義務）

第五百一条　問屋は、他人のためにした販売又は買入れにより、相手方に対して、自ら権利を取得し、義務を負う。

2　問屋と委託者との間の関係については、この章に定めるもののほか、委任及び代理に関する規定を準用する。

（問屋の担保責任）

第五百一条　問屋は、委託者のためにした販売又は買入れにつき相手方がその債務を履行しないときに、自らその履行をする責任を負う。ただし、当事者の別段の意思表示又は別段の慣習があるときは、この限りでない。

（問屋が委託者の指定した金額との差額を負担する場合の販売又は買入れの効力）

第五百一条　問屋が委託者の指定した金額より低い価格で販売をし、又は高い価格で買入れをした場合において、自らその差額を負担するときは、その販売又は買入れは、委託者に対してその効力を生ずる。